

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害等リスク**

**【洪水：ハザードマップ】**

- ・当町のハザードマップによると、想定最大規模降雨による綾川の氾濫を想定した場合、綾川が北東方向に大きく方向転換する小野地区で、3mから5mの浸水が想定されており、一部では浸水深が5mを超える区域もある。それ以外の地域においても綾川に沿うような形で浸水想定区域が拡がっている。

**【土砂災害：ハザードマップ】**

- ・当町の旧綾上地区は山間地域であり、粉所地区の西側、西分地区などには多くの山腹崩壊危険区域が設定されているほか、多くの傾斜地が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域となっている。

**【地震：ハザードマップ】**

- ・南海トラフ地震は今後30年以内に70%～80%の発生確率と言われている。
- ・香川県震度分布図(南海トラフの発生頻度の高い地震)によれば、当町の大部分が震度5強と想定されている。当町は、津波による被害は見込まれず、建物や人的被害はほとんど想定されていないが、上水道等のライフラインについては、被害が想定されている。

**【ため池：ハザードマップ】**

- ・当町には、大小合わせて1,440池のため池があり、そのうち256池が防災重点農業用ため池となっている。防災重点農業用ため池のうち、ハザードマップを作成しているのは62池である。ハザードマップを作成しているため池は、下流域で広範囲の浸水想定地域が設定されている。ため池が設置されている場所により浸水想定地域が異なり、被害地域が広範囲になるものに、十分注意が必要となっている。

**【感染症】**

- ・新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

・商工業者等数 860人（平成28年経済センサス）

・小規模事業者数 640人（平成28年経済センサス）

【内訳】

大分類	商工 事業者数	小規模 事業者数	備考
A 農業、林業	20	18	
B 漁業	0	0	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
D 建設業	111	105	
E 製造業	97	74	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	
G 情報通信業	4	4	
H 運輸業、郵便業	32	21	
I 卸売業、小売業	298	194	
J 金融業、保険業	11	8	
K 不動産業、物品賃貸業	28	21	
L 学術研究、専門・技術サービス業	18	15	
M 宿泊業、飲食サービス業	85	52	
N 生活関連サービス業、娯楽業	80	70	
O 教育、学習支援業	15	12	
P 医療、福祉	16	9	
Q 複合サービス事業	7	7	
R サービス業(他に分類されないもの)	36	28	
合 計	860	640	

### 【事業所の立地状況等】

- ・当町は、平成18年3月に綾南町と綾上町の2町が合併して誕生した町で、農業、林業は旧綾上地区に多い。
- ・建設業は、比較的町域全体に分布しているが、特に旧綾南地区の琴電沿線付近、国道32号線付近に多く分布している。
- ・製造業は、香川とかめ、国時、国弘工業団地に多いがそれ以外にも国道32号線や府中湖スマートICに近接している平地部に多く立地しており、最近でも新規の工場が建設されている。
- ・卸売業・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業は、琴電綾川駅、同滝宮駅、イオン綾川店近郊を中心に旧綾南地区に多く分布している。しかし、旧綾上地区では、これらの業種の立地が少ない。

## (3) これまでの取組

### 1) 当町の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・綾川町地域防災計画の策定(令和3年3月更新)
- ・綾川町校区別防災訓練の実施
- ・綾川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・香川県シェイクアウト訓練への参加
- ・次に掲げる防災備品の備蓄

項目	非常食			消耗品					備品								充電器			
	アルフア米・マジックライス	非常食セット・キャンパン	保存水	毛布・マット・段ボールベット等	救急セット	簡易トイレ	ブルーシート・トラロープ	トラ土のう・土のう袋	非常用飲料水袋	水中ポンプ	土のう製作器	救助用ボート	発電機・投光器	ヘルメット・長靴・ガソリン缶	浄水器	懐中電灯・災害時電話・ラジオ	担架	コードリール・救助工具箱セット	プライベートテント	マンホールトイ
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
②	○	○	○	○	○		○		○				○	○		○	○	○	○	
③				○																
④				○		○							○			○		○	○	○

- ① 綾川町役場  
 ② 各地区公民館 防災倉庫  
 ③ 小学校・中学校・旧小学校・B & G 綾上海洋センター  
 ④ 道の駅滝宮うどん会館

## 2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国・県の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定支援
- ・香川県火災共済協同組合と連携した火災共済、休業対応応援共済への加入促進
- ・地域防災訓練への参加

## II 課題

- ・「綾川町地域防災計画」において当会の役割が記載されているものの、当町と当会との間で細かな対応方針等の協議はなされていない。このため、当町と当会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
  - ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
  - ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- また、感染症対策においては、地区内小規模事業者への相談体制はできているが、実際に感染者が発生した場合の対応等、専門的知識を有する職員がいない。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、マニュアルを作成するとともに組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員を育成する。
- ・感染症が事業所内で発生した場合に適切な指導や支援を行える職員を育成する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年10月1日～令和9年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

- 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業を継続できるよう支援する。
- 「綾川町地域防災計画」及び「綾川町商工会事業継続(危機管理)計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回指導時に、当町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 当会の会報やホームページ、当町広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- (別添参照) 綾川町商工会事業継続計画(BCP)書(平成25年2月作成・令和3年5月最終更新)

#### 3) 関係団体等との連携

No.	関係団体	備考
①	香川県商工会連合会	
②	(公財)かがわ産業支援財団	
③	香川県信用保証協会	
④	香川県火災共済協同組合	
⑤	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社 ・東京海上日動火災保険株式会社 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
⑥	香川県よろず支援拠点	
⑦	株式会社日本政策金融公庫高松支店	

- No.①・②・⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定を支援する。
- No.①・②・⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。
- No.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。

- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.⑦と連携した融資斡旋等を行う。
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.③と連携した信用保証等の手続き支援を行う。
- ・各関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。
- ・各関係団体と連携して、本事業に関する国や県、当町の補助事業や制度融資のほか、各種保険・共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。
- ・各関係団体へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等の取組状況を確認する。
- ・綾川町中小企業等振興条例に基づき設けられる中小企業振興会議において、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強（当町の南海トラフの発生頻度の高い地震で想定される震度）の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後、職員は、身の回りの安全を確保後、自身の安否及び参集の可否、参集予定時間、確認できる範囲の大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会事務局長に報告する。事務局長は、当会会長及び当町に状況を報告し、当会と当町で情報を共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、国、県等の指針に基づき事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底などの感染予防措置を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

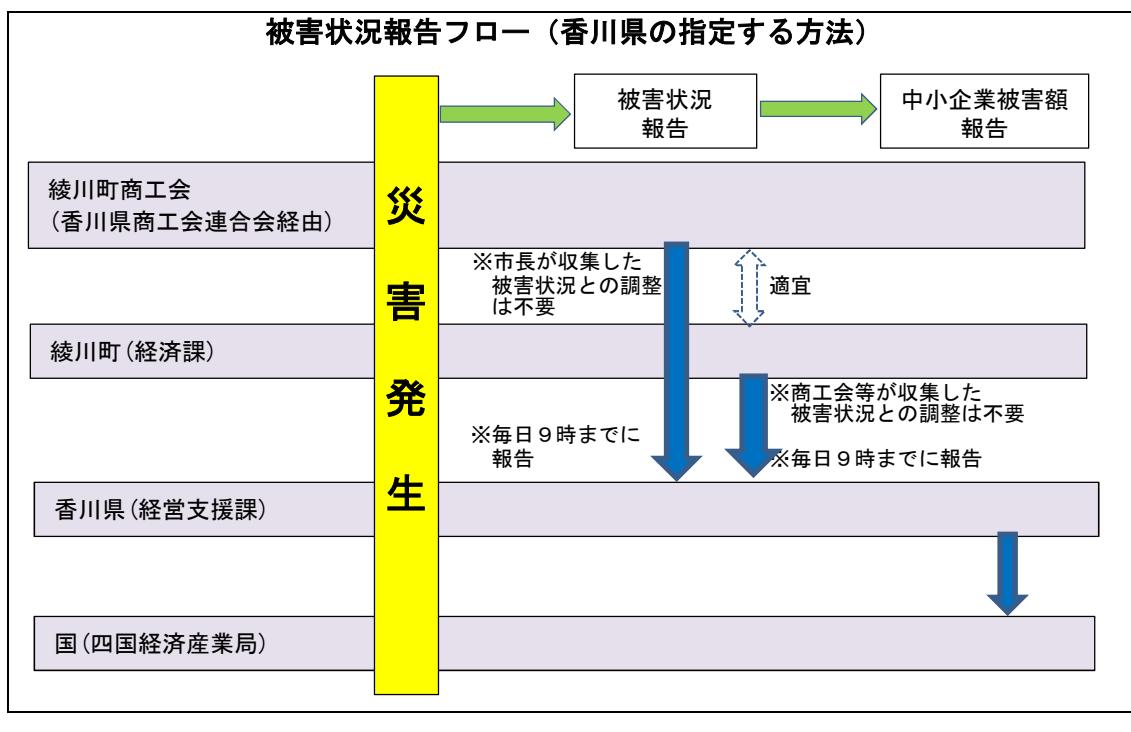
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた綾川町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、以下に示す香川県の指定する方法及び報告フォーマットにて当会（香川県商工会連合会経由）又は当町より香川県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を香川県の指定する方法にて当会又は当町から香川県へ報告する。



#### ＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
  - ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
  - ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
  - ・応急時に有効な被災事業者施策（国や香川県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
  - ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

## ＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・国・香川県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や香川県と連携して、被災小規模事業者に対し支援を行う。
  - ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や香川県と連携して、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

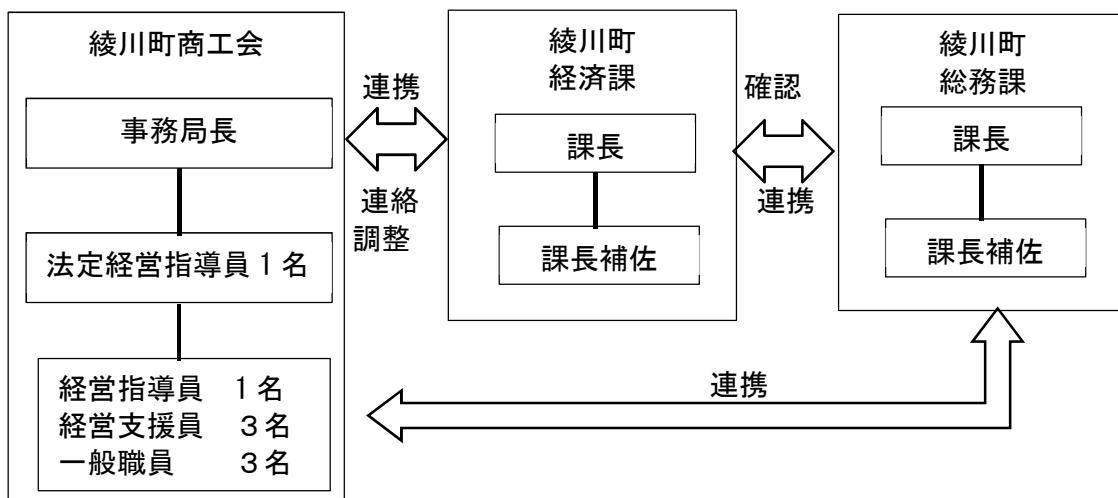
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 細川 裕也 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

綾川町商工会

〒761-2205 香川県綾歌郡綾川町東分乙36番地1

TEL : 087-878-2190 / FAX : 087-878-3125

E-mail : ayagawa@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

綾川町経済課

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

TEL : 087-876-5282 / FAX : 087-876-3120

E-mail : ayagawa@town.ayagawa.kagawa.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣	150	150	150	150	150
・セミナー開催	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費、香川県交付金、綾川町補助金、受益者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等